

助成

チャイルドシートの購入
助成金を交付します

☎ 総務課 自治振興係 ☎77・3903

6歳未満の子どもを車に乗せる場合は、チャイルドシートを正しく使用することが必要です。町では、チャイルドシートなどを購入する際に助成金を交付しています。

チャイルドシート助成

■助成対象

チャイルドシート購入時に町内に住所を有し、かつ6歳未満の子どもを養育している保護者

■対象物

チャイルドシート、ベビーシート、ジュニアシート

■助成額

チャイルドシートを使用することとなる6歳未満の子どもに対し、1台限りで消費税相当額を除いた本体価格

※ただし、1万円を超える場合は1万円となります。

■必要書類

- ・申請書（総務課自治振興係窓口および町ホームページで取得できます）
- ・領収書の写し
- ・安全基準に適合していることが分かるものの写し（商品の取り扱い説明書や証明書など）

便利

マイナンバーカード
平日夜間・休日窓口を開設します

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

学校や仕事の都合で、平日のマイナンバーカードの手続きが困難な方のために、次の日程で平日夜間窓口および休日窓口を開設します。

■申請方法

・振込先金融機関の口座番号が分かるものの写し（通帳など）

■申請方法

・窓口申請の場合は、総務課自治振興係窓口までお越しください。

・郵送申請の場合は、必要書類を総務課自治振興係（〒289-1692 芝山町小池992）までご郵送ください。

チャイルドシートの正しい使用方法

正しい使用方法

チャイルドシートの取り扱い説明書などに従って、正しく使用することで事故の被害を軽減するほか、子どもによる運転操作を防止できます。

- ・チャイルドシート使用時は次のポイントを確認しましょう。
- ・子どもの成長に合わせ、体格に合うものを使用する。
- ・なるべく後部座席で使用する。
- ・座席に確実に固定する。

■内容

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書として使えるほか、コンビニエンスストアで各種証明書を取得できるとても便利なカードです。この機会にぜひ取得しましょう。

■内容

・マイナンバーカード申請書の発行および申請受付

・マイナンバーカードの交付

平日夜間窓口

■内容

・マイナンバーカード申請書の発行および申請受付

・マイナンバーカードの交付

■開設日 6月9日(木)、21日(火)

■時間 午後5時15分～7時

休日窓口

■内容

・マイナンバーカード申請書の発行および申請受付

■開設日

6月26日(日)

■時間 午前10時～午後3時

■その他

■予約窓口 町民税務課戸籍係（平日午前8時30分～午後5時）

■注意事項

申請から交付まではおおむね3週間ほどかかります。



▲MTBスキルパークオープンイベント(4月23日)

年金

学生納付特例制度
納付が猶予されます

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する20歳以上の学生などで、本人の前年所得が118万円＋（扶養親族などの数×38万円）以下の方

■申請方法

町民税務課国保年金係へ申請書を提出してください。

※申請書は、町民税務課国保年金係窓口で取得いただけます。

■申請に必要なもの

・基礎年金番号または個人番号が分かるもの

・在学証明書の原本または学生証（両面）の写し

■昨年度に引き続き学生の方

学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方には、3月

末日に日本年金機構よりはがき形式の学生納付特例申請書が送付されています。

同一の学校に在学される方は、送付されたはがきに必要事項を記入し返送することで、令和4年度の申請ができます。（この場合、在学証明書や学生証の写しの添付は不要です）

なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せずに、保険料の納付を希望される場合については、納付書を送付しますので千葉年金事務所までご連絡ください。（千葉年金事務所 ☎043124216320）



国保

国民健康保険
被害を受けたら必ず届け出を

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、届け出を行うことにより国保加入者は保険証を使って治療を受けることができます。

第三者の行為によって受けた

傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

届け出を行い、保険証を使って治療を受けると、国保は加入者の医療費を一時的に立て替え、後から加害者に請求します。

■国保を使用できない場合

- ・ 労災対象の事故
- ・ 犯罪行為
- ・ 飲酒運転や無免許運転などの法律違反での事故

・ けんかによるけが

■届け出が必要ですが

第三者からの傷病を受けた場合は「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。町民税務課国保年金係へ速やかに連絡し、必ず届け出をしてください。※届け出の前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなりますので、示談を結ぶ前に必ずご相談ください。

結婚50周年
夫婦記念品贈呈事業

☎ 芝山町社会福祉協議会
☎ 78-0850

例年「老人福祉週間」行事の一つとして、結婚50周年を迎えるご夫婦に対し、芝山町から記念品を贈呈しています。

下記に該当する方は住所、夫婦の氏名、結婚年月日を芝山町社会福祉協議会へご連絡ください。

■対象者

- ・ 昭和47年9月1日～昭和48年8月31日の間に結婚し、夫婦ともに健在である方
- ・ 以前の調査の際に漏れた方、申請をしなかった方で、夫婦ともに健在である方

■調査締切り 6月30日(木)